

議第64号

三島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士